

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	身体障害者手帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小林市は、身体障害者手帳事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

小林市長

公表日

令和7年2月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付事務 ①身体障害者手帳交付申請書類受付及び県への進達 ②手帳の交付 ③更生指導台帳の作成及び管理 ④再認定の案内 ⑤居住地変更届の受理及び手帳の住所書き換え ⑥返還届の受理及び手帳・更生指導台帳の処分 ⑦紛失・破損に伴う手帳再発行及び県への報告
③システムの名称	障害者福祉管理システム, 団体内統合宛名システム, 住民基本台帳ネットワークシステム, 中間サーバー, 宛名・納付システム, 住民記録システム
2. 特定個人情報ファイル名	
①身体障害者手帳交付管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項別表の20の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表20, 48, 49, 53, 76, 77, 80, 81, 113, 141, 155の項 【情報照会の根拠】 ・なし

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 小林市細野300番地 0984-23-0220
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 福祉課 小林市細野300番地 0984-23-0111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会による場合は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。特定個人情報の取扱いに人手が介在する局面では、複数人に対応するように心掛けている。特定個人情報が記載された申請書類は鍵のかかるキャビネットに保管し、鍵の管理も徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報が記載された申請書類は鍵のかかるキャビネットに保管し、鍵の管理も徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	I-5-②所属長	小園 久雄	大角 哲浩	事後	重要な変更事項でないため
平成28年9月1日	II-1-いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更事項でないため
平成28年9月1日	II-2-いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	I-1-③システムの名称	障害者手帳管理システム	障害者福祉管理システム	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	I-5-②所属長の役職名	福祉課長 大角 哲浩	福祉課長	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	II-1-いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	II-2-いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	IV リスク対策		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	I-3-法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の11の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第11条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項別表の20の項	事後	
令和7年2月5日	I-4-②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二の16,27,28,31,54,55,56の2,57,79,106,116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1項及び第3項、第14条第1項及び第2項、第15条、第20条第2項、第21条第1項及び第2項、第22条第1項、第28条第1項、第29条第1項、第30条第3項、第31条第1項、第2項、第4項、第5項、第6項、第42条第1項、第53条第1項、第2項、第3項 (情報照会の根拠) なし	【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 20, 48, 49, 53, 76, 77, 80, 81, 113, 141, 155の項 【情報照会の根拠】 ・なし	事後	
令和7年2月5日	I-9規則第9条第2項の適用人手を介在させる作業		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	II-1-いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和6年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和7年2月5日	II-2-いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和6年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和7年2月5日	IV-8人手を介在させる作業		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策		新様式への変更に伴う項目追加	事後	